

## 第6章 東近江市歴史文化基本構想の実現に向けて

歴史文化基本構想は、文化庁の平成28年度の文化政策「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に沿って、これまで個別のものとして保存・活用が図られてきた文化財を、ストーリー性などの付加価値をつけ、魅力を発信することで地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化を目指すものである。

文化庁の文化芸術振興の目的である「心豊かな国民生活と活力ある社会の実現」（「文化芸術振興基本法要綱」前文より）と、滋賀県が求める「滋賀の文化力を高め発信することで地域が元気になっていく姿」（「滋賀県文化振興基本方針（第2次）」基本目標より）を求めて、平成29年度から本構想に沿った文化財の保存活用を図っていくこととする。なお、本構想は本市第2次総合計画が基準とする9年間で単位に見直しを行う。

今後は、実行のための体制、対象とする文化財、保存活用方針などを決め、いつから、誰が、どのように実行するのかといった詳細な「保存活用（管理）計画」を定める必要がある。このうち、対象とする文化財及び保存活用方針については第4章「関連文化財群とテーマ」及び第5章「歴史文化保存活用区域の考え方と設定」に記しているため、ここには計画に定めるべき項目についての基本的考え方を示す。

### 1 実現に向けた体制整備

#### (1) 歴史文化基本構想の実現に向けた中心的役割

歴史文化基本構想では、まちづくりに伴う関連文化財群の保存と活用に、地域住民が主体的に関わる体制・仕組みづくりを目標としている。

本構想を遂行するためには、国、県からの助言をはじめ、都市計画やまちづくり、観光、防災といった様々な分野との調整、協力が必要である。また、文化財情報の発信や市民からの相談受付、歴史文化に関わる市民団体のマネジメントも重要である。その中心的役割を教育委員会（歴史文化振興課）が担い、行政と市民の橋渡しを務める。さらに、関係団体が集まることのできる中心的施設の建設が必要となるため、既存の博物館機能を強化するとともに、市の歴史文化を一望できる施設の建設についても検討していく必要がある。

#### (2) 地域住民と市民活動団体、教育機関、企業などの協働体制

従来の文化財保護に対する考え方は、行政によって認定されたものを地域住民が保存するというものであった。そのため、指定を受けていない文化財に関しては、その多くが保存・活用を意識しないまま継承されてきた。これまでは慣習や町内における関係がそのようなあり方を可能にしてきたが、ライフスタイルの変化や近所づきあいに対する意識の変化などにより、現在では継承が難しく、記録されることもないまま姿を消していく傾向にある。

そこで、これまでの文化財保護に対する考え方を改める働きかけが必要となる。その働きかけは地域住民の生活に根ざしたところから繰り返し行うことが望ましい。博物館、埋蔵文化財センターが中心となり、学校やコミュニティーセンターなどの教育機関、各種市民活動団体、地元企業などと連携を取り、協働しあえる体制づくりが必要である。

### (3) 文化財の継承を支援するための体制

無形民俗文化財に代表されるように、地域で行われる年中行事や祭礼などの担い手は地域住民である。しかし、昨今の少子高齢化による人口減少や担い手不足のため、それらの継承が難しくなっている。さらに、建造物、彫刻、絵画などの文化財修理・修復の専門的な知識を持つ人材の不足や、文化財を修理・修復するための素材が年々入手困難になっているという問題も指摘されている。

行政が専門家や市民団体と連携し、学校教育や講習会などによる知識・技術の普及や文化財継承者の育成の場を創出するとともに、専門家の紹介や派遣制度の構築なども視野に入れた体制を検討する。

### (4) 県及び周辺市町との連携体制

市内には、安土城跡や観音寺城跡、雪野山古墳など、周辺の市町との境界に位置する文化財が数多く存在する。また、交通の要衝である本市には、古くから中山道、朝鮮人街道、八風街道、干草街道、御代参街道など、歴史的に重要な街道が幾筋も通っている。

これらの、市町にまたがって存在する文化財の保存・活用は、本市単独で行うよりも関連する市町が協力しあうことで、より効果的に成果を得ることができる。滋賀県をはじめ、本市と隣接する彦根市、近江八幡市、日野町、竜王町、愛荘町、甲賀市、多賀町、三重県いなべ市、菰野町などの自治体と連携して、文化財の保存・活用に取り組んでいく。

### (5) 活用に向けた情報の周知と公開について

本構想の実現に向けて、これまでにまとめた関連文化財群のテーマ内容や市内の文化財についての情報を発信するため、博物館などでの展示や各種講座の開催、ホームページなどでの周知活動を行っていく。また、日本語だけでなく多言語での情報を整備し、外国人の観光客への情報提供も行っていく。これらを念頭に置き、以下に示す取組を推進する。

#### ア 関連文化財群を生かした歴史教育・学習の充実

本市の歴史文化の普及・周知を全市的に図るため、現在実施している啓発事業（「歴史に親しむ講座」「まいぶん体験教室」「論語素読講座」など）に加え、学校教育、生涯学習との連携強化を図る。特に独自のテーマ性の強い歴史教育、学習プログラムの立案と、その実行を専門家や各種団体と連携して定期的に講座を開催することによって、地域の文化財への関心を高め、体験を通して文化財や郷土史について理解を深められるよう取り組む。

#### イ 関連文化財群を構成する文化財の公開

関連文化財群を構成する文化財への理解を図るため、所有者や管理者との調整を図りながら、テーマに沿った文化財の展示、公開を行う。また、活動拠点となりうる各施設においては、地域住民や観光客が関連する文化財群を学ぶための図書資料や、ICT（情報通信技術）を活用したデジタルサイネージ（電子的情報発信機器）などの設置を検討する。

ウ 関連文化財群を巡る散策ルートの設定・整備

本市の歴史文化への理解を図るため、関連文化財群を構成する文化財をつなぐルートを設定し、周辺環境との調和や歩きやすさなどを考慮したルート整備を推進する。

エ 登録制度について

本市の歴史や魅力を伝える「観光ボランティア」や、地域の歴史・文化を子どもたちに伝える「地域学芸員」の登録制度を検討し、市民参加による体制づくりを図る。

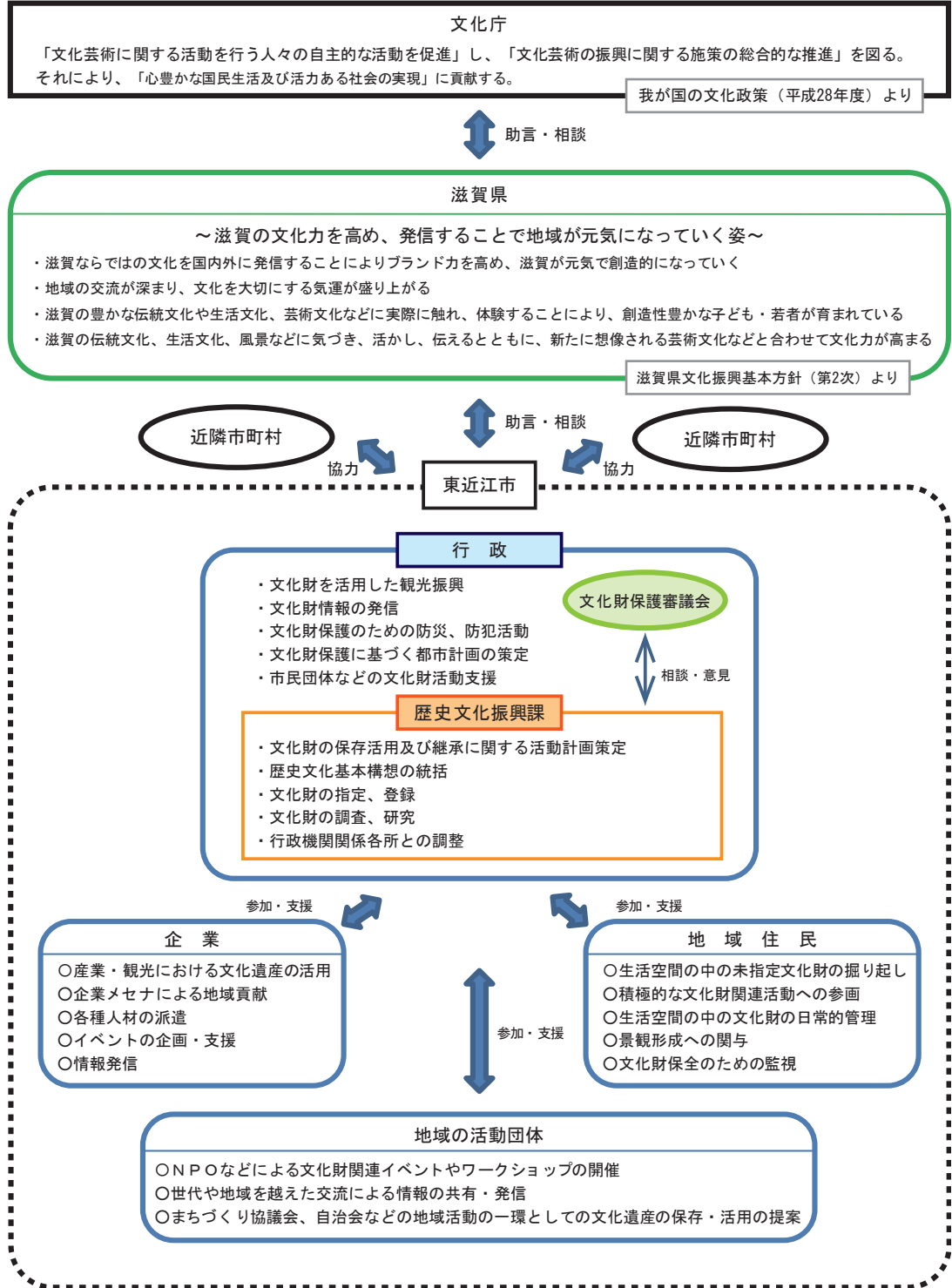


図 6-1 保存活用の体制イメージ

## 2 実現に向けた取組

本市では、本構想の策定に先行して「東近江市風景づくり基本計画」(2010)や「第2次東近江市総合計画」(2017)などが策定されている。これらの計画は歴史文化を生かしたまちづくりにも関わるものであり、本構想の実現に当たっては、部署を越えた連携が必要である。

本構想では本市の歴史的、地理的な特徴を考え、市内全域にわたって分布する様々な種類の文化財を総合的に把握してきた。そして、文化財の保存に関する現状や課題などを確認し、テーマを基にした関連文化財群として捉え、区域ごとの保存と活用を念頭に置きながら範囲設定を試みた。ここで、本構想の実現のための取組内容をまとめるとともに、取組を遂行する主体及び大まかな取組時期の概要を以下に示す。

表 6-3 歴史文化基本構想実現に向けた取組概要

| 歴史文化基本構想<br>実現に向けての<br>課題 | 取組内容   | 取組主体                                  |          |        |          | 取組時期 |  |
|---------------------------|--------|---------------------------------------|----------|--------|----------|------|--|
|                           |        | 地域<br>住民                              | 民間<br>団体 | 行<br>政 | 研究<br>機関 |      |  |
| 文化財の総合的把握                 | 指定文化財  | 継続的な現況調査（文化財の状態、周辺の環境の変化の把握）          | ○        | ○      | ○        | ○    | 【短期計画】<br>・地域住民への構想のPR<br>・行政側の総合的な窓口の設置<br>・具体的方策検討<br><br>【中期計画】<br>・各取組の実施と進捗把握<br>・定期的な関連各署とのミーティングと計画の修正<br><br>【長期計画】<br>・計画の実施と進捗の把握<br>・定期的な効果測定 |
|                           |        | 運用管理の方策の明確化（管理上の問題提起、所有者・管理者の交代など）    | ○        | ○      | ○        |      |  |
|                           |        | 文化財の一元管理の仕組み構築（情報のデータベース化、公開など）       |          |        | ○        | ○    |  |
|                           | 未指定文化財 | 継続的な調査と情報収集の実施                        | ○        | ○      | ○        | ○    |  |
|                           |        | 状態把握のための各種調査（聞き取り、範囲確認など）、記録保存        | ○        | ○      | ○        | ○    |  |
|                           |        | 新たな文化財の掘り起こし                          | ○        | ○      | ○        |      |  |
|                           |        | 重要な文化財の文化財指定                          |          |        | ○        | ○    |  |
| 文化財の保存と活用                 | 保存     | 多様な文化財の保存（関連計画との連携）                   | ○        |        | ○        |      |  |
|                           |        | 歴史的景観の環境保全（周辺的美観維持、建造物・屋外広告物の規制などの検討） | ○        |        | ○        |      |  |
|                           | 活用     | 文化・伝統を語るストーリーに基づく文化財群の選定              | ○        | ○      | ○        | ○    |  |
|                           |        | 文化財の公開・周知                             | ○        | ○      | ○        |      |  |
|                           |        | 文化財教育の充実、発信力の強化                       |          | ○      | ○        | ○    |  |
|                           |        | 地域産業と一体の文化財の利活用                       | ○        | ○      | ○        |      |  |
| 体制と環境                     | 体制     | 関連部署・機関との連携                           |          |        | ○        | ○    |  |
|                           |        | 文化財に関わる人材の育成                          | ○        | ○      | ○        | ○    |  |
|                           | 環境     | 歴史文化保存活用区域別の活動拠点の検討、施設整備              | ○        | ○      | ○        |      |  |
|                           |        | 文化財の公開や説明を担う施設整備                      | ○        |        | ○        |      |  |